

雇用保険失業給付手続きをされた皆様へ

令和4年8月1日以降の認定日についても、原則来所による認定手続きが必要となります。以下に該当する方は郵送認定が可能です。

【郵送による認定が可能な方】

本人又は**本人と同居の家族の方が**

- ・高齢(概ね60歳以上)の方
- ・基礎疾患を有する方
- ・妊娠中の方

以上のいずれにも該当しない方は、郵送による認定手続きは行えませんのでご注意ください。

【郵送による証明認定】

指定されている失業認定日の翌日から起算して7日以内の消印にて、「雇用保険受給資格者証」、

「失業認定申告書」、「返信用封筒(切手不要)」をハローワークに郵便にて送付してください。

「失業認定申告書」の備考欄に、「本人又は本人と同居の家族が高齢であることから／基礎疾患を有することから／妊娠中であることから／新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難**」と**連絡先電話番号**を必ず記載してください。**

失業認定及び基本手当振込等の処理を行い、「雇用保険受給資格者証」と「次回の失業認定申告書」(支給終了となった方は、「雇用保険受給資格者証」のみ)を特定郵便にて返送いたします。

詳しくは別途「郵送による失業認定手続きQ&A」をご覧ください。